○（介護予防）認知症対応型通所介護・（介護予防）認知症対応型共同生活介護における
利用者が認知症であることの確認方法について（R8.10.30 沼田市役所介護高齢課）

・沼田市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する規準を定める条例（条例第８号）第６０条及び第１０９条により、**以下のサービスを使う場合には、その利用者に対して、本人が認知症であることの確認が必要になります。**

【対象サービス】

・（介護予防）認知症対応型通所介護
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護

【具体的な確認方法】

医師の診断書、診療情報提供書、主治医意見書の「１.傷病に関する意見（１）診断名」等に認知症の診断が記載されているか確認してください。

また、医療と介護の連携用紙等で、認知症であり、認知症対応型のサービスが必要かどうか、医師へ意見を求めることも可能です。

なお、書面以外で、医師の意見を聴取した場合は、サービス担当者会議録、アセスメント及び支援経過記録等に記録を残してください。

※　認知症の診断ができない場合は、認知症の診断ができる医療機関を受診していただく必要があります。

※　主治医意見書の「３.心身の状態に関する意見（１）日常生活の自立度等についての認知症高齢者の日常生活自立度」の記載だけでは、認知症であることを確認できないものとします。

※　医師の意見を踏まえ、サービス担当者会議等において、当該利用者に認知症対応型サービスが必要かどうかを十分に検討・確認してください。

【参　考】

・介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第１条の２

「介護保険法第５条の２第１項の政令に定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変形疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により、日常生活に支障が生じる程度までに認知機能が低下した状態とする。」

・介護保険法第８条第１８項（認知症対応型通所介護）

この法律において「認知症通所介護」とは、居宅要介護者であって、認知症であるものについて、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

・介護保険法第８条第２０項（認知症対応型共同生活介護）

この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

※　介護予防認知症対応型通所介護は、介護保険法第８条の２第１３項、介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法第８条の２第１５項に記載あり。